

名古屋市公報	令和 2年 3月25日 第46号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課) (第18号)	5
○ 名古屋市介護保険条例施行細則及び名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課) (第19号)	16
○ 名古屋市消防団員服制規則の一部を改正する規則	(消防・消防課) (第20号)	18
○ 名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課) (第21号)	19
告	示	
○ 名古屋市明願土地区画整理組合の事業計画の変更認可	(住都・市街地整備課) (第146号)	20
○ 見解書に関する告示の一部改正	(環境・地域環境対策課) (第147号)	21
○ 配慮意見書に関する告示の一部改正	(環境・地域環境対策課) (第148号)	22
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課) (第149号)	23
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課) (第150号)	27
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第151号)	29
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退	(健福・保護課) (第152号)	31
○ 生活保護法による指定医療機関の変更	(健福・保護課) (第153号)	32
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第154号)	33
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課) (第155号)	34

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止	(健福・保護課)	(第156号)	35
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第157号)	36
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第158号)	37
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第159号)	39
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第160号)	41
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第161号)	43
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第162号)	44
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第163号)	49
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第164号)	51
○ 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	(財政・固定資産税課)	(第165号)	53
○ 指定居宅サービス事業者等の指定	(健福・介護保険課)	(第166号)	54
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止	(健福・介護保険課)	(第167号)	58
○ 名古屋市幸心南土地区画整理組合の解散認可	(住都・市街地整備課)	(第168号)	61
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第169号)	62
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第170号)	64
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第171号)	65

○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課) (第172号)	66
○ 名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧	(住都・街路計画課) (第173号)	67
○ 名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の解散認可	(住都・市街地整備課) (第174号)	68
市 会 達		
○ 市会事務局情報あんしん条例施行規程の一部改正	(第1号)	69
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会の開催について	(第7号)	70
人 事 委 員 会 規 則		
○ 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	(第1号)	71
○ 職務に専念する義務の免除基準に関する規則等の一部を改正する規則	(第2号)	76
上 下 水 道 局 告 示		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第8号)	79
上 下 水 道 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の一部改正	(第5号)	88
交 通 局 管 理 規 程		
○ 名古屋市交通局契約規程の一部改正	(第4号)	93
公 告		
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	95

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（第18号）

1 改正内容

障害福祉サービスの措置に係る徴収金の算定基準及び額を改めます。（別表第 1、別表第 2及び別表第 3関係）

2 施行期日等

公布の日から施行します。

○ 名古屋市介護保険条例施行細則及び名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第19号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市消防団員服制規則の一部を改正する規則（第20号）

1 改正内容

消防団員の被服のうち、かばんを廃止することに伴い、規定の整備を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則（第21号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（附則第 7項関係）

2 施行期日

令和 2年 4月 1日から施行します。

名古屋市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第18号

名古屋市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市身体障害者福祉法施行細則（昭和40年名古屋市規則第44号）の一部
を次のように改正する。

別表第 1 2扶養義務者の表を次のように改める。

2 扶養義務者

税額等による階層区分		徴収金基準月額
A	被保護者等	0円
B	A階層を除き、当該年度分（4月から6月までにあつては前年度分）の市町村民税非課税の者	0円
C	A階層を除き、当該年度分（4月から6月までにあつては前年度分）の市町村民税が均等割の額のみ（所得割非課税）の者	2,200円
D ₁	A階層を除き、当該年度分（4月から6月までにあつては前年度分）の市町村民税の所得割の額が右の区分に該当する者	12,000円以下 3,300円
D ₂		12,001円以上 30,000円以下 4,500円
D ₃		30,001円以上 60,000円以下 6,700円
D ₄		60,001円以上 96,000円以下 9,300円
D ₅		96,001円以上 189,000円以下 14,500円
D ₆		189,001円以上 277,000円以下 20,600円
D ₇		277,001円以上 348,000円以下 27,100円
D ₈		348,001円以上 465,000円以下 34,300円
D ₉		465,001円以上 594,000円以下 42,500円
D ₁₀		594,001円以上 716,000円以下 51,400円
D ₁₁		716,001円以上 864,000円以下 61,200円
D ₁₂		864,001円以上 1,056,000円以下 71,900円

D ₁₃	1,056,001円以上 1,238,000円以下	83,300円
D ₁₄	1,238,001円以上 1,439,000円以下	95,600円
D ₁₅	1,439,001円以上	介護給付費等基準額

備考

- 1 徴収金基準月額が、介護給付費等基準額から被措置者の徴収金基準月額を控除した額を超える場合には、この表の規定にかかわらず、当該控除した額を徴収金とする。
- 2 均等割及び所得割とは、それぞれ、地方税法第 292条第 1項第 1号及び第 2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ、同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、同法第 323条の規定により市町村民税の減免が行われたときは、その減免された額を所得割の額又は均等割の額からそれぞれ控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 3 前項の所得割の額の算定は、次に定めるところによる。
 - (1) 地方税法第 314条の 7及び第 314条の 8並びに同法附則第 5条第 3項、附則第 5条の 4第 6項及び附則第 5条の 4の 2第 5項の規定は適用しないものとする。
 - (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 4号）第 1条の規定による改正前の地方税法第 292条第 1項第 8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第 314条の 2第 1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第 314条の 3第 1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
 - (3) 指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の19第

1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、その者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

- 4 介護給付費等基準額とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第 523号）に準じて算定した額（食事提供体制加算を除く。）をいう。

別表第 2 2扶養義務者の表を次のように改める。

2 扶養義務者

税額等による階層区分		徴収金基準月額
A	被保護者等	0円
B	A階層を除き、当該年度分（4月から6月までにあつては前年度分）の市町村民税非課税の者	0円
C	A階層を除き、当該年度分（4月から6月までにあつては前年度分）の市町村民税が均等割の額のみ（所得割非課税）の者	1,100円
D ₁	A階層を除き、当該年度分（4月から6月までにあつては前年度分）の市町村民税の所得割の額が右の区分に該当する者	12,000円以下 1,600円
D ₂		12,001円以上 30,000円以下 2,200円
D ₃		30,001円以上 60,000円以下 3,300円
D ₄		60,001円以上 96,000円以下 4,600円
D ₅		96,001円以上 189,000円以下 7,200円
D ₆		189,001円以上 277,000円以下 10,300円
D ₇		277,001円以上 348,000円以下 13,500円
D ₈		348,001円以上 465,000円以下 17,100円
D ₉		465,001円以上 594,000円以下 21,200円
D ₁₀		594,001円以上 716,000円以下 25,700円
D ₁₁		716,001円以上 864,000円以下 30,600円
D ₁₂		864,001円以上 1,056,000円以下 35,900円

D ₁₃	1,056,001円以上 1,238,000円以下	41,600円
D ₁₄	1,238,001円以上 1,439,000円以下	47,800円
D ₁₅	1,439,001円以上	介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額
備考 1 別表第 1 2扶養義務者の表備考の規定は、この表の場合について準用する。この場合において、同備考第 1項中「介護給付費等基準額」とあるのは、「介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額」と読み替えるものとする。 2 療養介護医療費基準額とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第42条の2の規定により読み替えられた支援法第58条第 3項に規定する指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は支援法第70条第 2項において準用する支援法第58条第 4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額をいう。		

別表第 3を次のように改める。

別表第 3

税額等による階層区分			徴収金 の上限 月 額 (1月 当たり)	徴収金基準額			
				居 宅 介 護 ・ 同 行 援 護 ・ 行 動 援 護 (30 分 当 たり)	重 度 訪 問 介 護 (30 分 当 たり)	短 期 入 所 (1 日 当 た り)	共 同 生 活 援 助 (1月 当 たり)
A	被保護者等		0円	0円	0円	0円	0円
B	A階層を除き、当該年度分 (4月から 6月までにあつ ては前年度分) の市町村民 税非課税の者		0円	0円	0円	0円	0円
C	A階層を除き、当該年度分 (4月から 6月までにあつ ては前年度分) の市町村民 税が均等割の額のみ(所得 割非課税) の者		1,100円	50円	50円	100円	1,100円
D ₁	A階層を除 き、当該年 度分(4月 から 6月ま でにあつて は 前 年 度 分) の市町 村民税の所 得割の額が 右の区分に 該当する者	12,000円以下	1,600円	100円	100円	200円	1,600円
D ₂		12,001円以上 30,000円以下	2,200円	150円	150円	300円	2,200円
D ₃		30,001円以上 60,000円以下	3,300円	200円	200円	400円	3,300円
D ₄		60,001円以上 96,000円以下	4,600円	250円	250円	600円	4,600円
D ₅		96,001円以上 189,000円以下	7,200円	300円	300円	1,000円	7,200円
D ₆		189,001円以上 277,000円以下	10,300円	400円	400円	1,400円	10,300円
D ₇		277,001円以上 348,000円以下	13,500円	500円	500円	1,800円	13,500円
D ₈		348,001円以上 465,000円以下	17,100円	600円	600円	2,300円	17,100円
D ₉		465,001円以上 594,000円以下	21,200円	800円	800円	2,800円	21,200円

D ₁₀	594,001円以上 716,000円以下	25,700円	1,000円	1,000円	3,400円	25,700円
D ₁₁	716,001円以上 864,000円以下	30,600円	1,200円	1,200円	4,100円	30,600円
D ₁₂	864,001円以上 1,056,000円以下	35,900円	1,400円	1,400円	4,800円	35,900円
D ₁₃	1,056,001円以上 1,238,000円以下	41,600円	1,600円	1,600円	5,500円	41,600円
D ₁₄	1,238,001円以上 1,439,000円以下	47,800円	1,900円	1,900円	6,400円	47,800円
D ₁₅	1,439,001円以上	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額	介護給 付費等 基準額
備考 1 所要時間が 7時間30分以上である行動援護に係る徴収金基準額は、この表の規定にかかわらず、この表の徴収金基準額に16を乗じて得た額とする。 2 被措置者にあつては介護給付費等基準額、扶養義務者にあつては介護給付費等基準額から被措置者が負担する額を控除した額を超えることができない。 3 均等割、所得割及び介護給付費等基準額は、別表第 1 2扶養義務者の表備考第 2項から第 4項までの規定を準用する。						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市介護保険条例施行細則及び名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 3月17日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第19号

名古屋市介護保険条例施行細則及び名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市介護保険条例施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第35条中「臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第22条の 2第 1項各号に掲げる者」に改める。

(名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則（平成20年名古屋市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第 9条中「臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第22条の 2第 1項各号に掲げる者」に改める。

附 則

この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市消防団員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第20号

名古屋市消防団員服制規則の一部を改正する規則

名古屋市消防団員服制規則（平成10年名古屋市規則第 100号）の一部を次のように改正する。

第 2条第20号を削る。

附 則

この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第21号

名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市子ども・子育て支援法等施行細則（平成26年名古屋市規則第82号）の一部を次のように改正する。

附則第 7項中「臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第22条の 2第 1項各号に掲げる者」に改める。

附 則

この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

名古屋市告示第 146号

名古屋市明願土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可しました。

令和 2年 3月16日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 組合の名称
名古屋市明願土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市緑区定納山二丁目 202番地
- 3 設立認可の年月日
平成22年 2月 4日
- 4 変更の内容
事業施行期間を令和 4年 3月31日まで延長する。
- 5 変更認可の年月日
令和 2年 3月16日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第147号

見解書に関する告示の一部改正

令和2年名古屋市告示第131号の一部を次のように改正します。

令和2年3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

4(1) エ及びオ、同(2) 中「、環境学習センターにあっては同月10日（火）から同月16日（月）まで及び同月23日（月）を、野鳥観察館にあっては同月10日（火）から同月16日（月）まで、同月18日（水）及び同月23日（月）を」並びに同(3) イ及びウを削る。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第148号

配慮意見書に関する告示の一部改正

令和2年名古屋市告示第133号の一部を次のように改正します。

令和2年3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

4(1) エ及びオ、同(2) 中「、環境学習センターにあっては同月10日（火）から同月16日（月）まで及び同月23日（月）を、南生涯学習センターにあっては同月10日（火）から同月15日（日）まで及び同月23日（月）を」並びに同(3) イ及びウを削る。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 149号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 2年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
あじま眼科クリニ ック	名古屋市北区楠味鋤二丁目1704番地	令和元年11月22日
いまず外科	名古屋市西区那古野二丁目22番16号	令和 2年 1月 1日
安田内科クリニッ ク	名古屋市中村区太閤通 9丁目17番地	令和 2年 1月 1日
さかもと内科腎ク リニック	名古屋市中区新栄町 1丁目 3番地	令和 2年 1月 6日
小栗内科胃腸科	名古屋市中区金山一丁目12番14号	令和元年11月15日

ひがみ内科	名古屋市緑区東神の倉三丁目 530番地	令和 2年 1月 1日
-------	---------------------	-------------

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団あおばまなづる歯科クリニック	名古屋市西区菊井一丁目 2番 4号	令和 2年 2月 1日
カンドーレ歯科	名古屋市中村区名駅五丁目 5番22号	令和 2年 2月 1日
やまだ歯科	名古屋市瑞穂区牛巻町 9番 4号	令和 2年 1月 1日
にしだ歯科	名古屋市中川区西中島一丁目 103番地	令和 2年 1月 6日
おおね歯科	名古屋市天白区大根町 392番地	令和元年12月29日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ドラッグ天塚	名古屋市西区天塚町 4丁目66番地	令和元年10月 1日
ふわり薬局こめの店	名古屋市中村区大正町 4丁目30番地の 3	令和 2年 2月 1日
スギ薬局東新町店	名古屋市中区栄四丁目 6番10号	令和 2年 1月 1日
スギ薬局名古屋ゼロゲート店	名古屋市中区栄三丁目28番11号	令和 2年 1月 1日

漢方明昭堂薬局	名古屋市昭和区鶴舞三丁目12番13号	令和 2年 1月 1日
ドリーム薬局八事店	名古屋市瑞穂区彌富町字緑ヶ岡 4番地の16	令和 2年 1月 1日
日本調剤尾頭橋薬局	名古屋市中川区尾頭橋三丁目 6番14号	令和元年12月 1日
キョーワ薬局南三条店	名古屋市南区三条一丁目 4番 5号	令和 2年 1月 1日
グリーン調剤薬局守山店	名古屋市守山区小幡南一丁目15番15号	令和 2年 1月 1日
スギ薬局原南店	名古屋市天白区原五丁目2612番地の1	令和 2年 1月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護NEO	名古屋市東区主税町 2丁目24番地	令和 2年 1月 1日
訪問看護リハビリステーションFステッ	名古屋市中区富士見町15番31号	令和元年10月 1日
サンライトガーデン瑞穂ナース	名古屋市瑞穂区彌富通 5丁目29番地	令和 2年 1月 1日
美づきナースステーション	名古屋市中川区富田町大字千音寺字南島3537番地の 1	令和 2年 1月 1日
訪問看護ステーションいんはぴ	名古屋市南区豊一丁目 6番18号	令和 2年 1月 1日
訪問看護ステーションあやめ名古屋	名古屋市守山区瀬古三丁目 705番地	令和 2年 1月 1日

守山		
----	--	--

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 150号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	医療法人貴友会あおい居宅診療所	
所 在 地	旧	名古屋市西区樋の口町 1番15号
	新	名古屋市西区名西二丁目33番10号
変 更 年 月 日	令和 2年 1月 1日	

医 療 機 関 名	森田皮フ科クリニック	
所 在 地	旧	名古屋市中村区岩塚町 1丁目21番地
	新	名古屋市中村区豊国通 6丁目26番地
変 更 年 月 日	令和 2年 1月 6日	

医 療 機 関 名	旧	荒川内科医院
	新	荒川内科小児科医院

所	在	地	名古屋市中村区名駅南五丁目 1番 6号
変	更	年 月 日	平成30年 4月12日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 151号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
フラワーベルAR Tクリニック	名古屋市千種区覚王山通 8丁目70番 地の 1	令和 2年 2月29日
こうようクリニッ ク	名古屋市東区代官町 3番 2号	令和元年12月 1日
小栗内科胃腸科	名古屋市中区金山一丁目12番14号	令和元年11月15日
河合整形外科・外 科	名古屋市瑞穂区苗代町10番11号	令和 2年 1月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
にしだ歯科	名古屋市中川区西中島一丁目 103番地	令和 2年 1月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
阪神調剤薬局池下店	名古屋市中種区覚王山通 8丁目70番地の 1	令和 2年 2月 1日
阪神調剤薬局名古屋通信前店	名古屋市東区泉二丁目 2番30号	令和 2年 2月 1日
福ふく調剤薬局石川橋店	名古屋市昭和区菊園町 3丁目20番地	令和 2年 2月 1日
阪神調剤薬局尾頭橋店	名古屋市中川区尾頭橋三丁目 5番23号	令和 2年 2月 1日
日本調剤尾頭橋薬局	名古屋市中川区尾頭橋三丁目 6番14号	令和元年12月 1日
さくら調剤薬局守山店	名古屋市守山区守山二丁目22番13号	令和 2年 1月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護みづき	名古屋市中区錦二丁目11番25号	令和 2年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 152号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医
療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 2年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
箕浦歯科医院	名古屋市北区田幡二丁目 5番12号	令和 2年 3月 1日
いいだ歯科医院	名古屋市北区萩野通 2丁目10番地の 1	令和 2年 1月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 153号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	旧	よねだクリニック
	新	よねだ整形リハビリクリニック
所 在 地	名古屋市西区枇杷島一丁目18番 4号	
変 更 年 月 日	令和元年 9月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 154号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
松浦歯科医院	名古屋市昭和区山中町 2丁目40番地	令和元年10月 1日
おおね歯科	名古屋市天白区大根町 392番地	令和元年12月29日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 155号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
木村接骨院	名古屋市中区松原一丁目15番18号	令和 2年 1月23日
木村 陽介		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 156号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 3月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
山田接骨院	名古屋市中川区戸田四丁目 208番地	令和 2年 1月 1日
山田 英幸		
駒田接骨院	名古屋市中川区小本本町 2丁目49番 地	令和元年12月31日
駒田 厚士		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 157号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
にこにこ薬局	名古屋市名東区亀の井二丁目 179番 地の 1	令和元年 12月20日
あじさい薬局	名古屋市天白区八幡山1553番地	令和元年 12月27日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 158号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称		株式会社花笑み
介護事業者の所在地		名古屋市熱田区大宝三丁目10番 8号
介護事業所の名称		はる訪問看護リハビリテーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区大宝四丁目 1番30号
	新	名古屋市熱田区大宝三丁目10番 8号
変更年月日		令和元年11月15日

2 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	あさひ調剤薬局きたやま店
	新	ポトス薬局きたやま店
介護事業所の所在地		名古屋市守山区喜多山一丁目 7番 3号

変 更 年 月 日	平成31年 2月25日
-----------	-------------

介護事業所の名称	旧	あさひ調剤薬局ほんごう店
	新	ポトス薬局ほんごう店
介護事業所の所在地	名古屋市名東区上社二丁目69番地	
変 更 年 月 日	平成31年 2月25日	

3 居宅介護支援事業

介護事業者の名称	医療法人蜂友会	
介護事業者の所在地	名古屋市千種区末盛通 2丁目 4番地	
介護事業所の名称	介護支援ステーションちくさ	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区末盛通 2丁目 4番地
	新	名古屋市千種区茶屋が坂一丁目10番 5号
変 更 年 月 日	平成28年 2月29日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 159号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
蜂谷歯科医院	名古屋市千種区鹿子殿 3番16	令和元年 12月 9日
安田内科クリニック	名古屋市中村区太閤通 9丁目17番地	令和元年 12月31日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
蜂谷歯科医院	名古屋市千種区鹿子殿 3番16	令和元年

		12月 9日
安田内科クリニック	名古屋市中村区太閤通 9丁目17番地	令和元年 12月31日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
蜂谷歯科医院	名古屋市中村区鹿子殿 3番16	令和元年 12月 9日
安田内科クリニック	名古屋市中村区太閤通 9丁目17番地	令和元年 12月31日
日本調剤尾頭橋薬局	名古屋市中川区尾頭橋三丁目 6番14 号	令和元年 12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 160号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社ぬくもあ 名古屋市東区大幸四丁目15番 18号	ちくさよろづ訪問介護 名古屋市千種区内山二丁目13 番 4号	平成30年 7月 1日
テルウェル西日本株式会社 大阪市中央区森ノ宮中央一丁 目 7番12号	ケアポート名古屋 名古屋市中区松原三丁目 2番 8号	令和元年 12月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月
---------------	---------------	------

事務所の所在地		日
株式会社ぬくもあ 名古屋市東区大幸四丁目15番 18号	ちくさよろづ訪問看護ステー ション 名古屋市千種区内山二丁目13 番 4号	平成30年 7月 1日

3 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
テルウェル西日本株式会社 大阪府中央区森ノ宮中央一丁 目 7番12号	ケアポート名古屋 名古屋市中区松原三丁目 2番 8号	令和元年 12月 1日
有限会社トーキング 名古屋市南区本星崎町字町 518 番地の 2	在宅支援センターたつのこ 名古屋市南区柵下町 1丁目 3 番地	令和元年 12月 31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 161号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
きしはた調剤薬局	名古屋市昭和区小坂町 3丁目23番地	令和元年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 162号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称		株式会社ZERO IMPRESSION
介護事業者の所在地		名古屋市千種区今池五丁目 3番 2号
介護事業所の名称		訪問介護TSUBAKI
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区仲田二丁目15番12号
	新	名古屋市千種区今池五丁目 3番 2号
変更年月日		令和元年11月10日

介護事業者の名称		NPO法人スマイルライフサポート
介護事業者の所在地		名古屋市昭和区石仏町 1丁目 1番地
介護事業所の名称		スマイルライフステーション
介護事業所の所在	旧	名古屋市昭和区川名本町 2丁目25番地の 3

地	新	名古屋市昭和区石仏町 1丁目 1番地
変 更 年 月 日	令和元年12月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称		有限会社加藤石材
介 護 事 業 者 の 所 在 地		愛知県瀬戸市陶原町三丁目23番地
介 護 事 業 所 の 名 称		ヘルパーステーションゆかり
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市守山区桔梗平一丁目1114番地
	新	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2086 番地の 269
変 更 年 月 日		令和元年 9月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 事 業 所 の 名 称		あおい在宅診療所
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市西区樋の口町 1番15号
	新	名古屋市西区名西二丁目33番10号
変 更 年 月 日		令和 2年 1月 1日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 事 業 所 の 名 称		あおい在宅診療所
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市西区樋の口町 1番15号
	新	名古屋市西区名西二丁目33番10号
変 更 年 月 日		令和 2年 1月 1日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 事 業 所 の 名 称		あおい在宅診療所
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧	名古屋市西区樋の口町 1番15号
	新	名古屋市西区名西二丁目33番10号
変 更 年 月 日		令和 2年 1月 1日

5 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		NPO法人スマイルライフサポート
介護事業者の所在地		名古屋市昭和区石仏町 1丁目 1番地
介護事業所の名称		ケアプランスマイル
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区川名本町 2丁目25番地の 3
	新	名古屋市昭和区石仏町 1丁目 1番地
変更年月日		令和元年12月 1日

介護事業者の名称		MAAM合同会社
介護事業者の所在地	旧	名古屋市熱田区二番二丁目 1番27号
	新	名古屋市熱田区一番二丁目28番25号
介護事業所の名称		ケアプランぼちぼち
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区二番二丁目 1番27号
	新	名古屋市熱田区一番二丁目28番25号
変更年月日		令和元年 9月 1日

6 地域密着型通所介護

介護事業者の名称		NPO法人スマイルライフサポート
介護事業者の所在地		名古屋市昭和区石仏町 1丁目 1番地
介護事業所の名称	旧	スマイルライフサロン川名
	新	スマイルライフサロン
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区川名本町 2丁目25番地の 3
	新	名古屋市昭和区石仏町 1丁目 1番地
変更年月日		令和元年12月 1日

7 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		株式会社ZERO IMPRESSION
介護事業者の所在地		名古屋市千種区今池五丁目 3番 2号

介護事業所の名称		訪問介護T S U B A K I
介護事業所の所在地	旧	名古屋市千種区仲田二丁目15番12号
	新	名古屋市千種区今池五丁目 3番 2号
変更年月日		令和元年11月10日

介護事業者の名称		N P O法人スマイルライフサポート
介護事業者の所在地		名古屋市昭和区石仏町 1丁目 1番地
介護事業所の名称		スマイルライフステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区川名本町 2丁目25番地の 3
	新	名古屋市昭和区石仏町 1丁目 1番地
変更年月日		令和元年12月 1日

8 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称		N P O法人スマイルライフサポート
介護事業者の所在地		名古屋市昭和区石仏町 1丁目 1番地
介護事業所の名称		スマイルライフステーション
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区川名本町 2丁目25番地の 3
	新	名古屋市昭和区石仏町 1丁目 1番地
変更年月日		令和元年12月 1日

9 予防専門型通所サービス

介護事業者の名称		N P O法人スマイルライフサポート
介護事業者の所在地		名古屋市昭和区石仏町 1丁目 1番地
介護事業所の名称	旧	スマイルライフサロン川名
	新	スマイルライフサロン
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区川名本町 2丁目25番地の 3
	新	名古屋市昭和区石仏町 1丁目 1番地
変更年月日		令和元年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 163号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
にしだ歯科	名古屋市中川区西中島一丁目 103番 地	令和 2年 1月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
にしだ歯科	名古屋市中川区西中島一丁目 103番 地	令和 2年 1月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
福ふく調剤薬局石川橋店	名古屋市昭和区菊園町 3丁目20番地	令和 2年 1月31日
にしだ歯科	名古屋市中川区西中島一丁目 103番 地	令和 2年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 164号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
アサヒサンクリーン株式会社 静岡県葵区本通十丁目 8番地 の 1	アサヒサンクリーン在宅介護 センター相生山 名古屋市緑区相川三丁目33番 地	令和 2年 2月 29 日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日

特定非営利活動法人はれとけ 名古屋市中区錦二丁目11番25 号	訪問看護みづき 名古屋市中区錦二丁目11番25 号	令和 2年 1月 1日
---------------------------------------	---------------------------------	----------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 165 号

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 18 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧期間

令和 2 年 4 月 1 日から同月 30 日（令和元年名古屋市告示第 369 号に基づき市税に関する申告期限等が延長される者については、同告示により別途市長が定めることとされている期日）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

2 縦覧時間

午前 8 時 45 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

3 縦覧場所

土地又は家屋の所在する区を所管する市税事務所並びに土地又は家屋の所在する区の区役所及び支所

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第 166号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、及び第 115条の 2第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社夢眠 ホーム	訪問看護ステーション 夢眠いまいけ	名古屋市千種区 今池三丁目15番 6号	令和 2年 3月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社夢眠 ホーム	訪問看護ステーション 夢眠ちくさこう えん	名古屋市千種区 松軒二丁目 5番 24号	令和 2年 3月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社テク ノ P L U S	ティーラック	名古屋市北区金 城三丁目 3番13 号	令和 2年 3月 1日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
合同会社アリ	アリンコ ケ	名古屋市北区福	令和 2年	福祉用具貸与

ンコカンパニ ー	アサポート	徳町 6丁目26番 地	3月 1日	介護予防福祉用具 貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉 用具販売
株式会社ライ フサポートひ まわり	ライフ訪問看 護ステーショ ン	名古屋市中村区 横井一丁目 112 番地	令和 2年 3月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社デザ インケア	みんなのかか りつけ訪問看 護ステーショ ン昭和	名古屋市昭和区 東畑町 1丁目28 番地	令和 2年 3月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社デザ インケア	みんなのかか りつけ訪問看 護ステーショ ン高畑	名古屋市中川区 高畑一丁目 241 番地	令和 2年 3月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
セルコム株式 会社	あす樹訪問看 護リハビリス テーション	名古屋市港区港 栄三丁目 1番 9 号	令和 2年 3月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
独立行政法人 国立病院機構	独立行政法人 国立病院機構 東尾張病院 訪問看護ステ ーションまめ なし	名古屋市守山区 大森北二丁目 1301番地	令和 2年 3月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社デザ インケア	みんなのかか りつけ訪問看 護ステーショ ン藤が丘	名古屋市名東区 宝が丘29番地	令和 2年 3月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

株式会社デザインケア	みんなのかかりつけ訪問看護ステーション植田	名古屋市天白区 植田一丁目1801番地	令和 2年 3月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
------------	-----------------------	------------------------	----------------	------------------

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社夢眠ホーム	訪問介護ステーション 夢眠いまいけ	名古屋市千種区 今池三丁目15番 6号	令和 2年 3月 1日	訪問介護
株式会社夢眠ホーム	訪問介護ステーション 夢眠ちくさこうえん	名古屋市千種区 松軒二丁目 5番 24号	令和 2年 3月 1日	訪問介護
株式会社シオン	訪問介護ステーション サワ	名古屋市名東区 高針台二丁目 101番地	令和 2年 3月 1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社桜十字	L e t ' s リハ! 名古屋葵	名古屋市東区葵 一丁目 7番 1号	令和 2年 3月 1日	地域密着型通所介護
株式会社ビオネスト	リハビリデイサービス n a g o m i みどり店	名古屋市緑区ほ ら貝二丁目79番 地の 1	令和 2年 3月 1日	地域密着型通所介護
バックオフィ	デイサービス	名古屋市緑区大	令和 2年	地域密着型通所介護

ス有限会社	ゴールデン リング大高駅 前	高町字鷺津 116 番地	3月 1日	護
株式会社バイオ ネスト	リハビリデイ サービス n a g o m i 名東 西山店	名古屋市名東区 西里町 1丁目 7 番地	令和 2年 3月 1日	地域密着型通所介 護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 167号

指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項及び第 115条の 5第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 2年 3月18日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社社会 福祉総合研究 所	ロイヤル松軒 訪問看護ステ ーション	名古屋市千種区 松軒二丁目 5番 24号	令和 2年 1月31日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社社会 福祉総合研究 所	ロイヤル千種 訪問看護ステ ーション	名古屋市千種区 今池三丁目15番 6号	令和 2年 1月31日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
アサヒサנק リー株式会社	アサヒサנק リー在宅介 護センター相 生山	名古屋市緑区相 川三丁目33番地	令和 2年 1月20日	訪問介護

特定非営利活動法人ポパイ	居宅介護かんがるーぽけっと	名古屋市熱田区六番二丁目 8 番 20 号	令和 2 年 1 月 27 日	訪問介護
株式会社ママ	ママ介護ステーション東別院	名古屋市中区千代田四丁目 14 番 3 号	令和 2 年 1 月 28 日	訪問介護
合同会社 S E E Z	介護ステーション ありがとう	名古屋市南区三条二丁目 6 番 8 号	令和 2 年 1 月 30 日	訪問介護
株式会社社会福祉総合研究所	ロイヤル松軒訪問介護ステーション	名古屋市千種区松軒二丁目 5 番 24 号	令和 2 年 1 月 31 日	訪問介護
株式会社社会福祉総合研究所	ロイヤル千種訪問介護ステーション	名古屋市千種区今池三丁目 15 番 6 号	令和 2 年 1 月 31 日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社柔	リハビリデイサービス稲葉地	名古屋市中村区稲葉地本通 2 丁目 18 番地	令和 2 年 1 月 22 日	地域密着型通所介護
株式会社 n C S	リハビリデイサービス n a g o m i みどり店	名古屋市緑区ほら貝二丁目 79 番地の 1	令和 2 年 1 月 28 日	地域密着型通所介護
株式会社 n C S	リハビリデイサービス n a g o m i 名東	名古屋市名東区西里町 1 丁目 7 番地	令和 2 年 1 月 28 日	地域密着型通所介護

	西山店			
--	-----	--	--	--

4 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
ケアーサービス株式会社	居宅介護支援 事業所 しも かた	名古屋市千種区 下方町 3丁目13 番地	令和 2年 1月15日	居宅介護支援
株式会社ドリームサポート	居宅介護支援 事業所 ガジ ュマル	名古屋市千種区 御影町 1丁目12 番地	令和 2年 1月21日	居宅介護支援
有限会社アルファ	ケアマネージ メント薬局ア ルフア	名古屋市港区明 正一丁目 116番 地の 2	令和 2年 1月21日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 168号

名古屋市幸心南土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第45条第 2項の規定により、次の組合の解散について認可しました。

令和 2年 3月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 組合の名称

名古屋市幸心南土地区画整理組合

2 解散の事由

事業の完成

3 解散認可の年月日

令和 2年 3月19日

4 清算人の氏名及び住所

川 地 勝 幸 名古屋市守山区幸心一丁目 261番地

川 地 慎 哉 名古屋市守山区幸心二丁目 604番地

川 地 敏 幸 名古屋市守山区幸心二丁目 718番地

川 地 久 保 名古屋市昭和区山花町 114番地

高 木 政 佳 名古屋市守山区幸心一丁目 223番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 169号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定及び市民の
健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更
時届出管理区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定
有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届
出をしなければならない区域を指定します。この指定に伴い、市民の健康と安
全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条
の 8第 3項の規定に基づき、当該区域に係る平成29年名古屋市告示第 818号及
び令和元年名古屋市告示第 122号により指定した形質変更時届出管理区域の全
部を解除します。

令和 2年 3月19日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市熱田区三本松町 101番 2の一部
- 2 形質変更時届出管理区域の指定を解除する土地
名古屋市熱田区三本松町 101番 2の一部
- 3 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
シアン化合物
鉛及びその化合物
砒^ひ素及びその化合物
ふっ素及びその化合物

- 4 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 170号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第40号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

なお、同告示により指定した形質変更時要届出区域は、令和元年名古屋市告示第 317号、令和元年名古屋市告示第 441号及び本告示により、その全てを解除します。

令和 2年 3月19日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市緑区森の里一丁目96番 1の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 171号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、平成29年名古屋市告示第 180号により指定した形質変更時要届出区域の一部及び令和元年名古屋市告示第 301号により指定した形質変更時要届出区域の全てを解除します。

なお、平成29年名古屋市告示第 180号により指定した形質変更時要届出区域は、平成30年名古屋市告示第47号及び本告示により、その全てを解除します。

令和 2年 3月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市北区辻町字流 7番 6の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

水銀及びその化合物（土壌溶出量基準）

鉛及びその化合物（土壌溶出量基準及び土壌含有量基準）

砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 172号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 4項の規定に基づき、令和元年名古屋市告示第 135号により指定した措置管理区域の一部を次のとおり解除します。

令和 2年 3月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市南区鶴見通 3丁目 3番の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

クロロエチレン、一・一・ジクロロエチレン、シス・一・二・ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、一・一・一・トリクロロエタン及びトリクロロエチレン

3 当該措置管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

なし（土壌の追加調査が実施され、土壌溶出量基準に適合していることが確認されたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 173号

名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 2年 3月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧場所、縦覧に供する図書の内容及び事業施行期間

縦 覧 場 所	縦覧に供する図書の内容	事業施行期間
名古屋市中区三の丸 三丁目 1番 1号 名古屋市緑政土木局 道路建設部道路建設 課 (名古屋市役所西庁 舎 7階)	名古屋都市計画道路事業 3・4・5号戸田荒子線 に係る図書	平成 5年12月15日から 令和 4年 3月31日まで

2 縦覧期間

令和 2年 3月19日から令和 4年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

3 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 174号

名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第45条第 2項の規定により、次の組合の解散について認可しました。

令和 2年 3月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 組合の名称

名古屋市諸ノ木南部土地区画整理組合

2 解散の事由

事業の完成

3 解散認可の年月日

令和 2年 3月19日

4 清算人の氏名及び住所

西 尾 和 彦	名古屋市緑区諸の木二丁目1801番地
堀 井 照 義	名古屋市緑区諸の木二丁目2125番地
長 江 幸 男	名古屋市緑区諸の木二丁目 429番地
秋 山 富 英	名古屋市緑区諸の木二丁目2403番地
小 島 春 雄	名古屋市緑区諸の木二丁目2819番地
西 尾 義 光	名古屋市緑区諸の木二丁目 433番地
真 野 照 男	名古屋市緑区諸の木二丁目2123番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市会達第 1 号

市会事務局情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市会達第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 16 日

名古屋市会議長 丹 羽 ひ ろ し

第53条第 4 項に後段として次のように加える。

この場合において、情報システム管理者及び所管課長が当該電子情報の消去を本市以外の者に委託するときは、証明書等により受託業者等が復元不可能な方法によって消去したことを確認するものとする。

附 則

- 1 この達は、発布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この達による改正後の市会事務局情報あんしん条例施行規程（以下「新規程」という。）第53条第 4 項後段の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約に基づき同項後段に規定する委託をする場合について適用する。
- 3 情報システム管理者及び所管課長は、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約に基づき施行日以後に新規程第53条第 4 項後段に規定する委託をするときは、受託業者等と協議を行い、同項後段に規定する確認を行うよう努めるものとする。

名古屋市教育委員会告示第 7号

教育委員会定例会の開催について

令和 2年 3月26日午後 3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和 2年 3月19日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

請願審査について

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則案について

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則案について

教育長等専決規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について

名古屋市学校施設使用規則及び名古屋市学校施設開放に関する規則の一部を改正する規則案について

教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関する規則の制定について

名古屋市文化財調査委員会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 19 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 1 号

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和 26 年名古屋市人事委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 項中「前 2 項」を「前 4 項」に改め、「人事委員会の承認」の次に「（再任用短時間勤務職員に係るものを除く。）」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 任命権者は、次に掲げる事由に該当する職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の勤務時間の割振りについて、始業及び終業の時刻について職員の申出を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、職員の申出を経て、別表に定める勤務時間の割振りの間において 1 日 7 時間 45 分とすることができる。

- (1) 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のある職員が当該子を養育する場合
 - (2) 小学校に就学している子（前号に規定する子を除く。）のある職員が当該子を送迎するため、職員の住居以外の場所に赴く場合
 - (3) 職員が要介護者（条例第14条の2第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）を介護する場合
 - (4) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして医師等の指導を受けた場合
 - (5) 障害のある職員が勤務時間の割振りに関し配慮を必要とする場合
 - (6) 傷病の治療等のために病院等に通院する職員が勤務時間の割振りを変更することが相当であると認められる場合
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、任命権者が必要と認める場合
- 4 任命権者は、前項各号に掲げる事由に該当する再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振りについて、始業及び終業の時刻について職員の申出を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第2項の規定にかかわらず、職員の申出を経て、午前8時45分から午後3時30分まで又は午前9時から午後3時45分までの間において1日6時間とすることができる。
- 第1条の4第3項中「第1条第3項」を「第1条第5項」に改める。
- 第1条の6第4項中「（条例第14条の2第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）」を削る。
- 第3条中「条例の適用を受ける職員」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）を除く。以下同じ。）」を加える。
- 第6条の2に次の1項を加える。
- 2 条例第13条第2項に規定する「継続」は、退職した職員が、退職の日の属する月の翌月の末日までに再び職員となった場合を含むものとする。
- 附則に次の1項を加える。
- 5 職員の勤務時間及び休暇に関する条例第12条から第15条までの規定（以下「特定規定」という。）の適用については、非常勤職員又は当該条例の適用を受けない職員が当該職員として勤務していた期間に本市の条例、規

則その他の規程により利用した特定規定による休暇に相当する休暇がある場合は、当該休暇を特定規定により利用した休暇とみなす。

附則の次に次の別表を加える。

別表

勤務区分	勤務時間の割振り
A	午前 7 時45分から午後 4 時15分まで
B	午前 8 時15分から午後 4 時45分まで
C	午前 8 時45分から午後 5 時15分まで
D	午前 9 時から午後 5 時30分まで
E	午前 9 時30分から午後 6 時まで
F	午前10時から午後 6 時30分まで
G	午前 7 時45分から午後 4 時30分まで
H	午前 8 時15分から午後 5 時まで
I	午前 9 時15分から午後 6 時まで
J	午前 9 時45分から午後 6 時30分まで

(職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和元年名古屋市人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の改正規定中「第2条第1項の規定に基づく勤務時間は、1週間につき38時間45分とし、同条第2項」を「第2条第2項」を「(昭和26年名古屋市条例第48号。以下「条例」という。)第2条第1項の規定に基づく勤務時間は、1週間につき38時間45分とし、同条第2項」を「(昭和26年名古屋市条例第48号。附則第5項を除き、以下「条例」という。)第2条第2項」に改める。

第16条の次に1条を加える改正規定中「(再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。)」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 19 日

名古屋市人事委員会委員長 細 井 土 夫

名古屋市人事委員会規則第 2 号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則等の一部を改正する規則

(職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部改正)

第 1 条 職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和 26 年名古屋市人事委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

- (1) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難
- (2) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険の回避
- (3) 削除

第 2 条第 6 号の 2 中「健康診断の受診」を「健康診断（以下「健康診断」という。）の受診又は安全衛生規則第 22 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号若しくは教職員安全衛生規則第 19 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号の規定により健康診断の結果に代える受診（以下「代行受診」という。）」に改める。

第3条第1項第1号中「前条第1号から第3号まで、第5号から第6号の2まで」を「前条第1号、第2号、第5号、第6号」に改め、同項第2号の次に次の1号を加える。

(2) の2 前条第6号の2の場合 健康診断の受診の場合にあつては代行受診に係る時間を除き、任命権者が別に定める日数又は時間、代行受診の場合にあつては1年度につき1日以内（半日又は時間単位に分割して職務に専念する義務を免除されることができるものとし、時間単位で免除される場合にあつては1日をもって当該職員の1日当たりの正規の勤務時間（1時間に満たない端数があるときは、1時間に切り上げる。以下同じ。）とする。）で必要とされる時間

第3条第2項中「職員（再任用職員）」を「職員（会計年度任用職員及び再任用職員）」に改め、同条第6項中「規定にかかわらず、」の次に「会計年度任用職員及び」を加える。

附則に次の1項を加える。

5 第2条各号の規定の適用については、勤務時間条例の適用を受けない職員が当該職員として勤務していた期間に本市の条例、規則その他の規定により利用した同条各号の規定による職務に専念する義務の免除に相当する休暇又は職務に専念する義務の免除の期間（以下「休暇等の期間」という。）がある場合は、休暇等の期間を同条各号の規定により職務に専念する義務を免除された期間とみなす。

（職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則（令和元年名古屋市人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の改正規定中「第1号、」を削る。

第3条の改正規定中「第3条第3号」を「第3条第1項第3号」に改め、「30分以内の2回」の次に「又は60分以内」を加え、「同条第4号中「180日以内（」の次に「会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者）」を「同項第4号中「180日以内（再任用短時間勤務職員（1週間の勤務日数が4日である者に限る。）については1

年につき60日以内、その他の再任用職員については1年につき75日以内)」を「180日以内（臨時的に任用される職員については引き続いて90日以内、会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。））」に、「15日以内、」を加え、同条第6号」を「15日以内、再任用短時間勤務職員のうち1週間の勤務時間が30時間であり、1週間の勤務日数が4日である者については1年度につき60日以内、1週間の勤務時間が22時間30分である者については1年度につき45日以内、その他の再任用職員については1年度につき75日以内）」に改め、同項第6号」に改め、「（1時間に満たない端数があるときは、1時間に切り上げる。以下同じ。）」を削り、「同条第7号」を「同項第7号」に、「同条第8号」を「同項第8号」に、「同条第9号」を「同項第9号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第8号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和2年3月17日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月16日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和2年4月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
中川区	富田町	千音寺・十六割 千音寺・南島	一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
港区	大西二丁目		〃	〃
	大西三丁目		〃	〃
緑区	大高町	川添 天神 天神東	〃	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局 柴田水処理センター
	鳴子町	3丁目	〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
	鳴海町	石堀山 前之輪	〃	〃

3 供用を開始する排水施設の位置

別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	中川区
分流式	港区 緑区

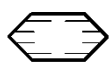
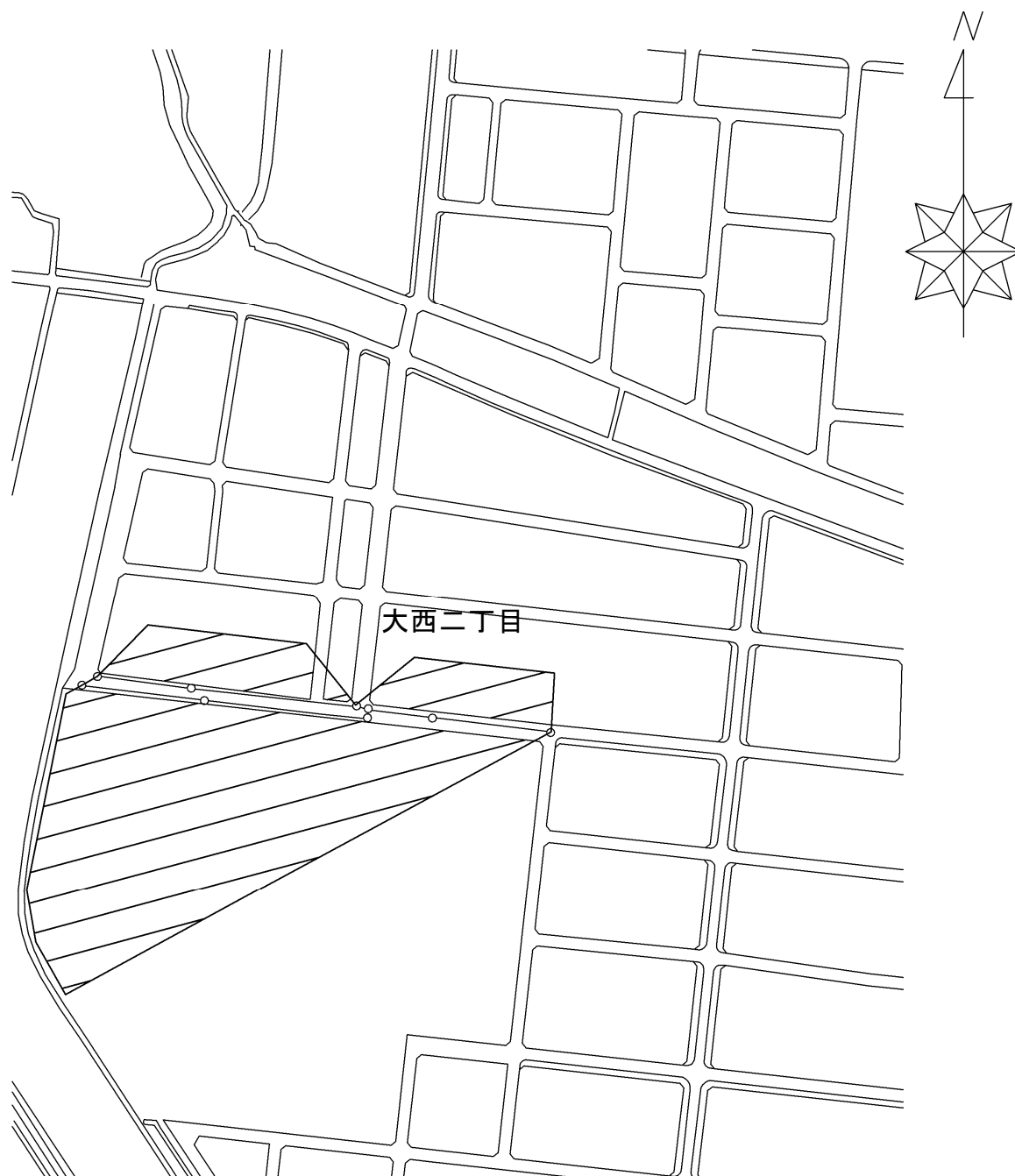
排水施設の位置図

中川区（合流式）



排水施設の位置図

港区（分流式）No. 1



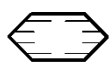
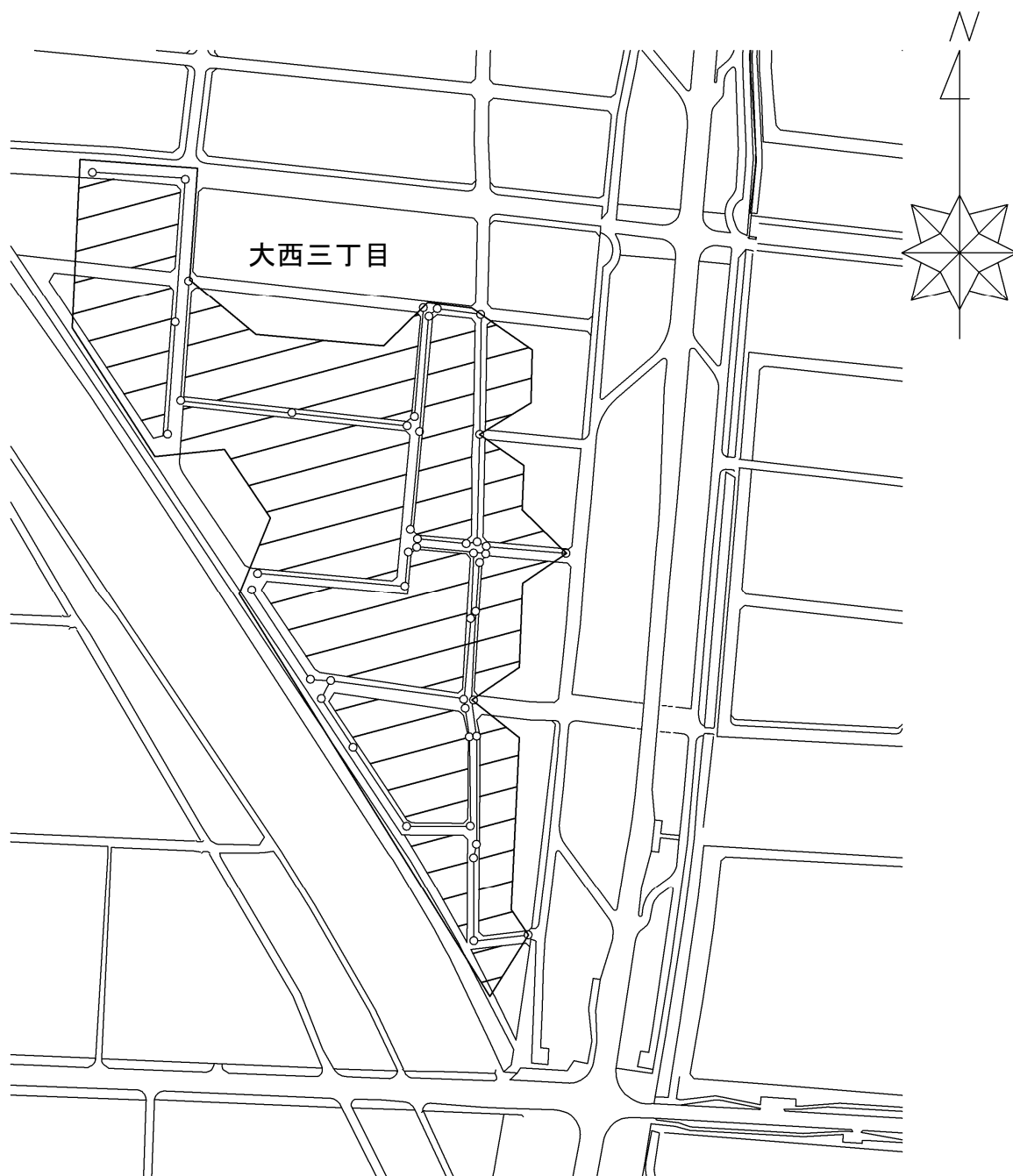
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 2



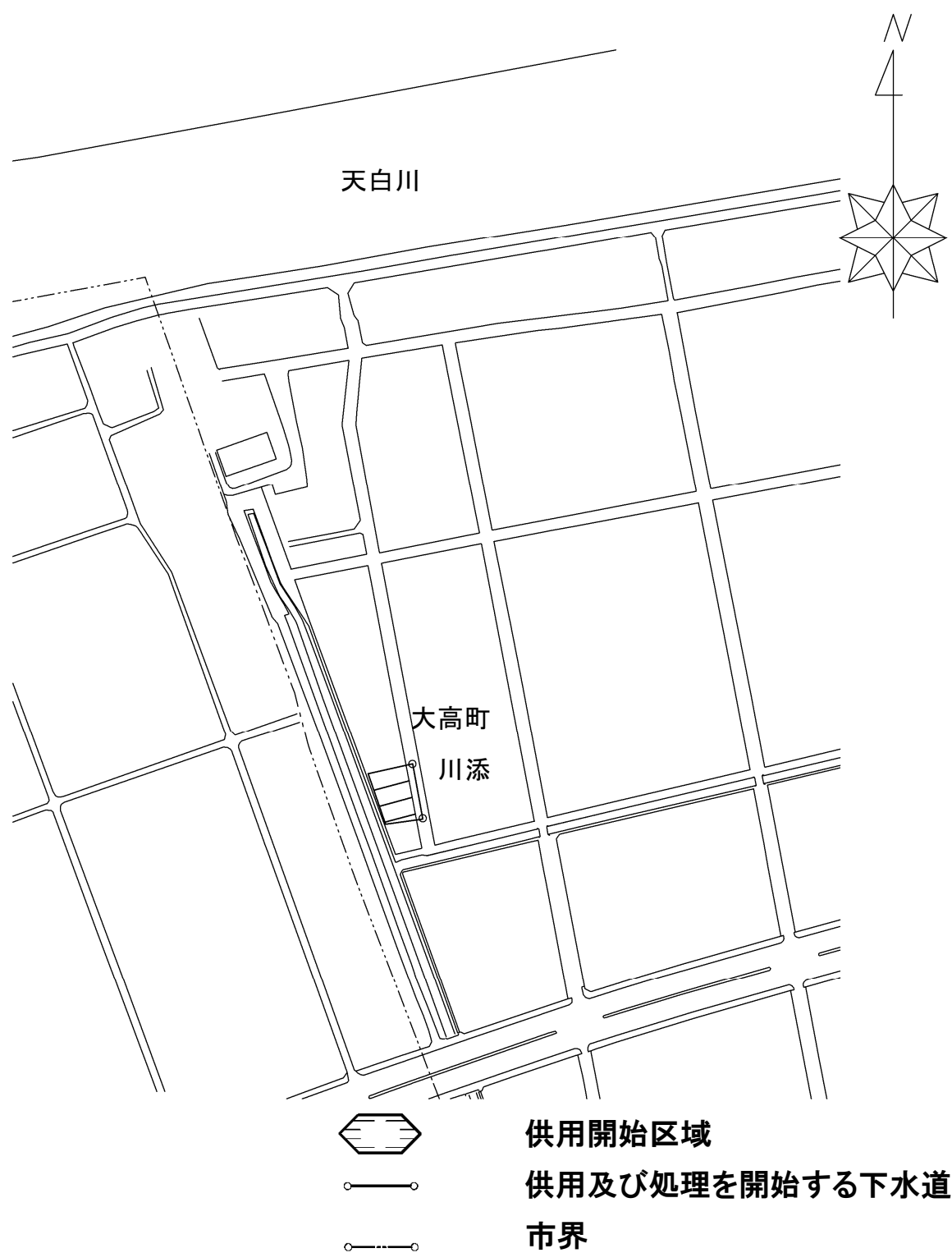
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

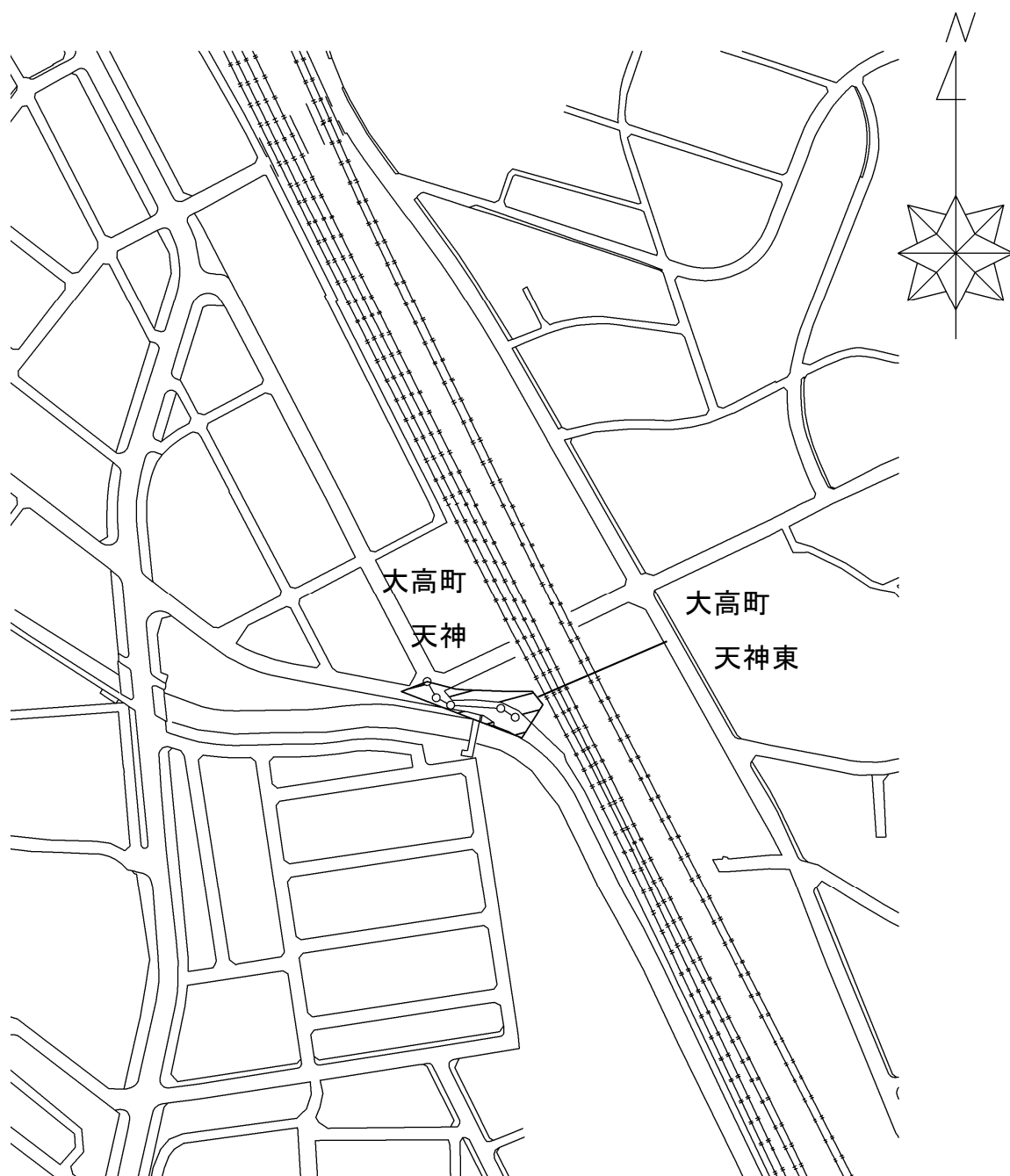
排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 1



排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2



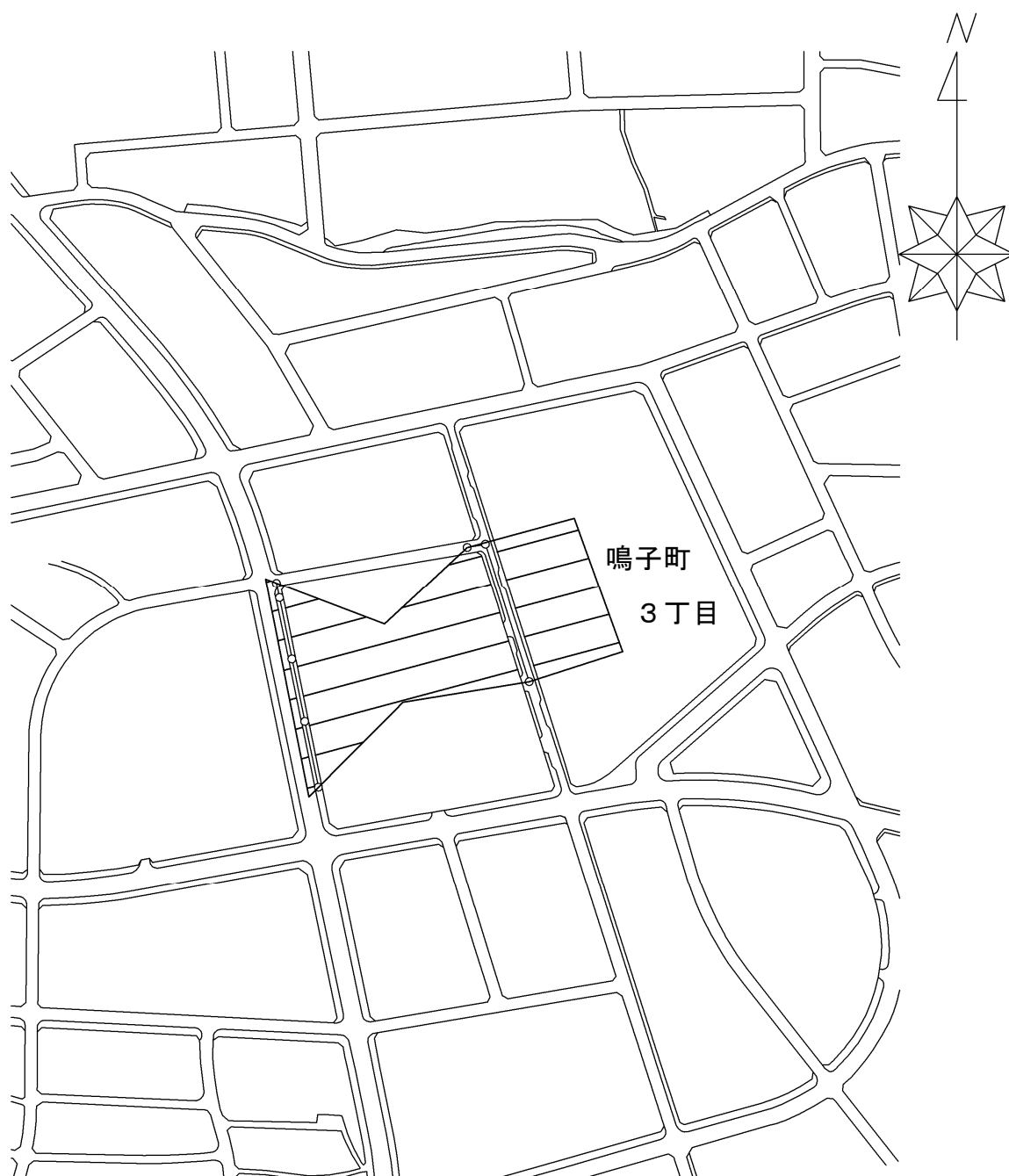
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 3



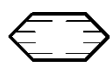
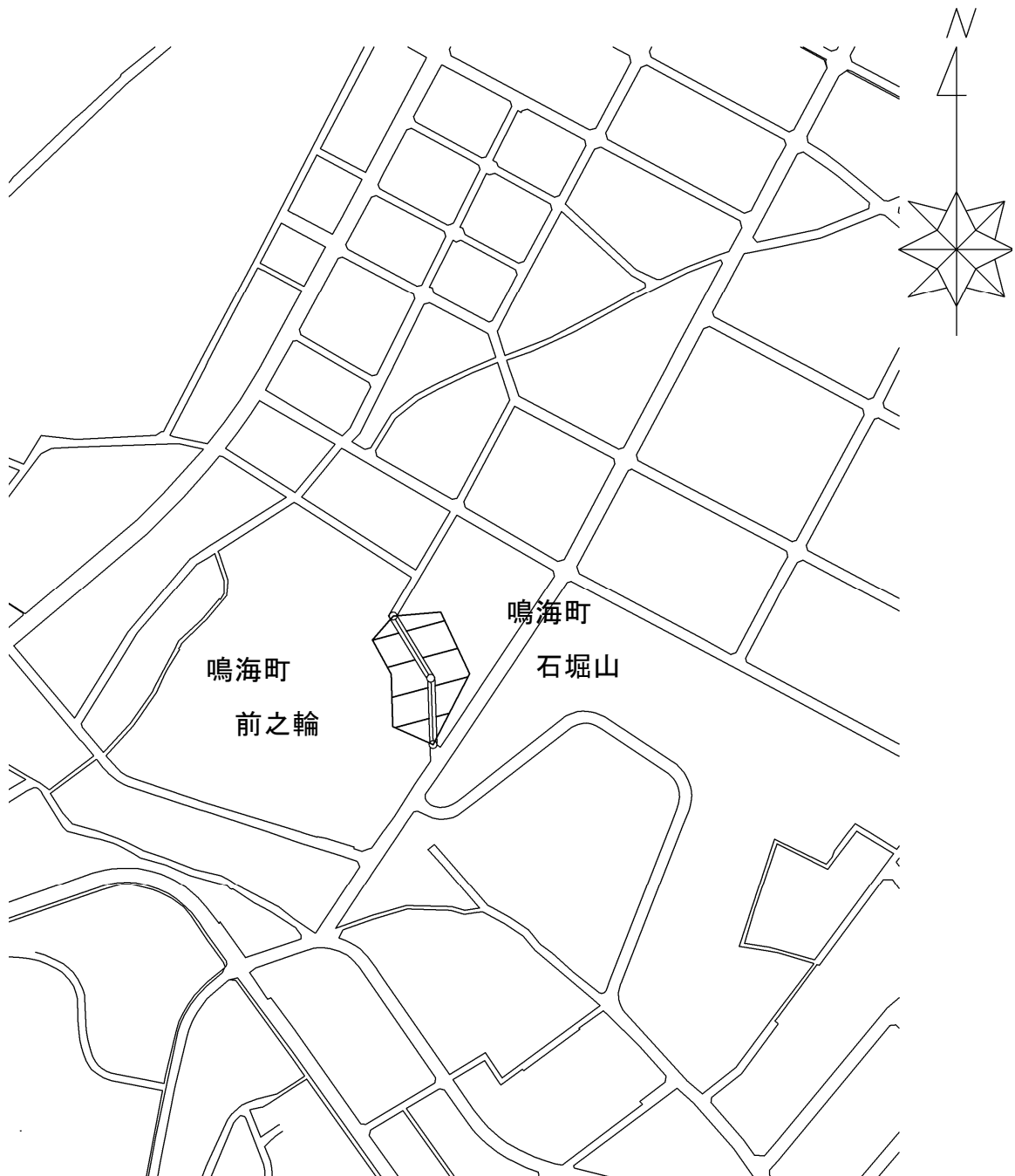
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 4



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

名古屋市上下水道局管理規程第5号

名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月19日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第17条中「及び骨髄等ドナー休暇」を「、骨髄等ドナー休暇及び特例休暇」に改める。

第17条の21の次に次の1条を加える。

（特例休暇）

第17条の22 特例休暇は、第17条の2から前条までに定める休暇のほか、局長が必要と認めた場合において、別に定めるところにより与えることができる。

第18条中「第26号様式」を「第27号様式」に改める。

第26号様式裏を次のように改める。

(注)

- 1 雇用の初日は、その日に「初」を、雇用の終了日は、その日に「終」を記入し、職員の雇用期間を明確にしておく。
- 2 勤務日及び勤務時間は次の区分に従い、整理するものとする。
 - Ⓐ：出張した日
 - ㊦：週休日
 - ㊧：休日
 - 振休：週休日の振替えにより勤務しなかった日
 - 代：代日休暇（1日単位）を利用した日
 - 代半：代日休暇（半日単位）を利用した日
 - 暇：年次休暇（1日単位）を利用した日
 - 半：年次休暇（半日単位）を利用した日
 - h：年次休暇（時間単位）を利用した日（hの前に時間数を入れるものとする。）
 - 産：産前産後休暇を利用した日
 - 生：生理休暇を利用した日
 - 結：結婚休暇を利用した日
 - 忌：忌引休暇を利用した日
 - 臨：臨時休暇（1日単位）を利用した日
 - 臨半：臨時休暇（半日単位）を利用した日
 - 臨 h：臨時休暇（時間単位）を利用した日（hの前に時間数を入れるものとする。）
 - 部、早：部分休業を利用した日
 - 育：育児時間休暇を利用した日
 - 病：病気休暇を利用した日
 - 子：子の看護休暇（1日単位）を利用した日
 - 子半：子の看護休暇（半日単位）を利用した日
 - 子 h：子の看護休暇（時間単位）を利用した日（hの前に時間数を入れるものとする。）
 - 短介：短期介護休暇（1日単位）を利用した日
 - 短介半：短期介護休暇（半日単位）を利用した日
 - 短介 h：短期介護休暇（時間単位）を利用した日（hの前に時間数を入れるものとする。）
 - 介 h：介護時間休暇を利用した日（hの前に時間数を入れるものとする。）
 - 母 h：母性健康管理休暇を利用した日（hの前に時間数を入れるものとする。）
 - 公：公民権行使休暇を利用した日
 - 裁：裁判員等休暇を利用した日
 - 途：交通途絶休暇を利用した日
 - 事：交通事故休暇を利用した日
 - 住滅：現住居の滅失等休暇（1日単位）を利用した日
 - 住滅半：現住居の滅失等休暇（半日単位）を利用した日
 - 住滅 h：現住居の滅失等休暇（時間単位）を利用した日（hの前に時間数を入れるものとする。）
 - 骨：骨髄等ドナー休暇を利用した日
 - 特：特例休暇を利用した日
 - 特半：特例休暇（半日単位）を利用した日
 - 特 h：特例休暇（時間単位）を利用した日（hの前に時間数を入れるものとする。）
 - 遅：登庁時限に遅れて出勤した日
 - 早：勤務時間中に早退した日
 - 欠：その他の理由により勤務しなかった日
- 3 備考欄には、正規の勤務時間を記入し、勤務した時間が正規の勤務時間と異なる日は、職員の私印の下にその日の勤務時間を記録しておく。

例 正規の勤務時間が8時45分から17時30分の職員が17時30分から20時まで超過勤務を行った場合 8：45～20：00
- 4 1つの用紙は、6月分を原則とする。

第26号様式を第27号様式とする。

第25号様式の次に次の1様式を加える。

第26号様式（第17条の22関係）

特例休暇簿

[illegible]

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和２年３月２日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、この規定による改正前の名古屋市上下水道局臨時的任用職員就業規程の規定に基づき調製されている用紙でなお残量のあるものは、改正後規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市交通局管理規程第4号

名古屋市交通局契約規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月19日

名古屋市交通局長 河 野 和 彦

第24条中「随意契約は、その」を「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第1号の規定により随意契約によることができる場合は、」に、「場合に行うことができる」を「場合とする」に改める。

第26条の2中「（昭和27年政令第403号）」を削り、「次の各号」を「次」に改める。

第32条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第9号を次のように改める。

(9) 目的物の種類、品質又は数量に関する担保責任

第44条を次のように改める。

（物件の売払いの場合の目的物の種類、品質又は数量に関する担保）

第44条 物件の売払いの契約にあっては、目的物の引渡し後は、当該目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合について、担保の責任を負わないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市交通局契約規程の規定は、施行日以後に締結される契約について適用し、施行日前に締結された契約については、な

お従前の例による。

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 2年 3月19日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 2年 3月23日（月）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第15号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第16号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第17号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第18号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第19号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

第20号議案 名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程の一部改正について

第21号議案 名古屋市農業委員会農地関係事務処理要領の一部改正について

名古屋市農業委員会事務局農政課